

評議員・役員等の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幾久栄会定款第5条、第6条、第15条に規定する評議員、役員、評議員選任・解任委員の報酬に関する事項を定めるものとする。

2 就業規則第2条第1項並びに臨時職員取扱要綱第2条の規程により、職員として採用された施設長、その他の職員が理事、評議員選任・解任委員に就任した場合は、この規程を適用しないものとする。

(報酬)

第2条 評議員、役員、評議員選任・解任委員の報酬額は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 評議員：評議員会の出席1回につき | 20,000円 |
| (2) 理事：理事会、評議員会の出席1回につき | 20,000円 |
| (3) 監事：理事会、評議員会の出席1回につき | 20,000円 |
| 監査の実施1回につき | 30,000円 |
| (4) 評議員選任・解任委員：委員会の出席1回につき | 20,000円 |

2 前項に定めるものの他、理事長が運営上必要と認めた用務1回につき20,000円の報酬額を支給するものとする。

3 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会が同じ日に2回以上開催された場合は、報酬額は1回分として計算するものとする。

(支給方法)

第3条 前条に規定する報酬は、評議員会・理事会・評議員選任・解任委員会の開催日及び用務が執行された日に、出席者本人に現金で支給するものとする。